

2月16日(金) 3月15日(木)

申告は自分で書いてお早めに

平成18年分の申告受付が2月16日(金)から始まります。

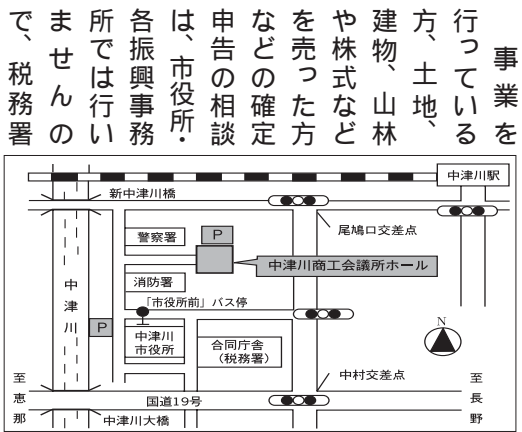
期間の終盤になりますと大変混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。記載が完了した確定申告書は郵送(送付先・〒5008 8611 中津川市かやの木町4 3 中津川税務署個人課税部門)でも提出できます。

問い合わせ 中津川税務署個人課税部門 ☎0573 66 9237
市役所税務課市民税係 ☎26 2111 (内線504・506)

確定申告

確定申告をされる方は、税務署の申告相談をご利用ください。

会場 中津川商工会議所ホール
とき 2月16日(金) 3月15日(木) 午前9時 午後5時(土・日を除く)



申告会場(中津川商工会議所ホール)をご利用ください。納税は口座振替が便利です。手続きは申告書と一緒に預貯金口座振替依頼書を提出するだけです。口座の届出印と本人名義の預貯金通帳をご持参ください。

確定申告右村会場

次の日程で、中津川税務署による確定申告の申告相談を受け付けます。期間中に中津川税務署へ相談に行くことが出来ない方は、こちらの相談会場をご利用ください。

会場 岩村振興事務所
とき 2月26日(月) 3月2日(金) 午前9時 午後5時

確定申告をしなければならない場合、事業を行っている方、不動産収入

とき 2月1日(木) 2月2日(金)
ところ 恵那文化センター集会所
受付時間 午前の部 9時半 正午 午後の部 1時 4時

住宅借入金等特別控除説明会
とき 2月6日(火)

ところ 恵那文化センター集会所
開始時間 午前の部 9時半 午後の部 1時半

確定申告相談会と住宅借入金等特別控除説明会に関する詳細は、本紙1月1日号をご覧ください。

ホームページで簡単作成

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の中で、確定申告書を作成することができます。プリンタで印刷(白黒印刷可)した確定申告書がそのまま提出できます。押印し必要書類を添えて、郵送などで提出してください。

問い合わせ 中津川税務署個人課税部門 ☎0573 66 9237

市・県民税の申告もお忘れなく

市民税・県民税

平成19年度の市民税・県民税は、平成19年1月1日現在、市内に住所を有する方で、平成18年中の所得について税額を計算し、通知して納税

していただくこととなります。期間内に所得の申告を行ってください。

申告の必要な方

1月1日に恵那市に住所のある方は、原則として申告書を提出しなければなりません。ただし、次のに該当する方は申告の必要はありません。

確定申告をされた方

給与支払報告書や公的年金支払報告書が提出されている方で、ほかに所得のない方(社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者特別控除、扶養控除などの控除を受けようとする方は申告が必要です)

簡易申告

平成18年中に所得のなかった方も、国民健康保険に加入している方は、保険料の算定のため、簡易申告書の提出が必要となります。

また扶養認定などのため、所得証明書などが必要な方も申告書の提出をお勧めします。

市・県民税の申告相談

期間中はどの会場でも申告相談できますので、最寄りの会場へお出掛けください。昨年の申告内容に基づいて、申告書を事前に送らせていただく方もありますので、ご確認ください。

「市民税・県民税申告書」「簡易申

告書」いずれも記載の完了したのものについては、郵送でも提出できます。

市役所会議棟での申告相談

とき 2月16日(金) 3月15日(木) 午前9時 午後5時(土・日は除く)

ところ 市役所会議棟(恵那市役所本庁舎東隣) 混雑を緩和するため地区ごとに日にちが違います。左記の表を参考にしてください。

日	対象地区
2月16日(金)	大井町
22日(木)	長島町
27日(火)	東野
28日(水)	飯地町
3月1日(木)	南部5町
2日(金)	飯地町
5日(月)	中野方町
6日(火)	笠置町
7日(水)	武並町
8日(木)	三郷町
9日(金)	市内全域

各地区での申告相談

期間中、各地区でも申告相談を行います。混雑が予想されますので、市役所会議棟へお越しいただける方は会議棟での申告相談をお願いします。

受付時間 午前9時 午後5時
申告に必要なもの

送付された市・県民税申告書あるいは簡易申告書 印鑑 平成18

年中の収入金額の分かるもの・源泉徴収票(給与所得、公的年金)・報酬等支払調書・事業の収支が分かる書類 保険料控除証明書(社会保険料、個人年金・生命保険・損害保険料)

申告において国民年金保険料などに係る社会保険料控除を受けようとする場合は、支払証明書の添付が義務付けられています。社会保険庁などから送付された証明書をご持参ください。

申告会場	とき	対象地区
飯地公民館	2月19日(月)	飯地町全域
中野方公民館	20日(火)	5区
武並コミュニティーセンター	21日(水)	6 11区
JA笠置支店	22日(木)	藤
三郷公民館	23日(金)	竹折
南部5町	24日(土)	野井
各振興事務所	25日(日)	姫栗・河合
	26日(月)	毛呂窪・本郷
	27日(火)	野井
	28日(水)	野井
	29日(木)	野井
	30日(金)	野井
	31日(土)	野井

問い合わせ 市役所税務課 ☎26 2111 (内線504・506)

農業所得申告

今回の申告から農業所得標準はす

べて廃止されました。農業所得の申告は、収支計算(収入金額)から「必要経費」を差し引いて「所得金額」を計算)により行うこととなります。各自で「収入金額」と「必要経費」を計算し、収支内訳書(農業所得用)に記入して申告会場へお越しください。

要介護認定を受けている方も障害者控除の対象に

65歳以上の方で、介護保険制度に基づき要介護1・5・要支援2の認定を受けている方は、障害者手帳などを取得していなくても、所得税法や地方税法上の「障害者控除」の申告ができます。「障害者控除」の適用を受けるにあたって必要な「障害者控除対象者認定書」は市役所高齢福祉課で交付します。必要な方は「介護保険被保険者証」を持参の上、市役所高齢福祉課までお越しください。(南部5町にお住まいの方は、各振興事務所でも交付します)

なお本人と同一世帯(住民登録上)以外の方が手続きを行う場合、委任状が必要です。

問い合わせ 市役所高齢福祉課 (内線125)